

仙台市道路の構造等に関する基準を定める条例を公布する。

平成二十四年十二月十九日

仙台市長 奥山 恵美子

仙台市条例第六十七号

仙台市道路の構造等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十条第三項の規定に基づき県道及び市道の構造の技術的基準を定め、同法第四十五条第三項の規定に基づき同項に規定する道路標識の寸法を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項の規定に基づき同項に規定する道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

(県道及び市道の構造の技術的基準)

第二条 道路法第三十条第三項の規定により条例で定める技術的基準は、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第四十一条第二項に規定する基準（同令の改正に際し定められた同項に係る経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(道路標識の寸法)

第三条 道路法第四十五条第三項の規定により条例で定める寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）別表第二備考一の(二)の1から8まで及び(五)の1から8（(1)及び(2)に限る。）まで並びに備考二の(二)に規定する寸法（同令の改正に際し定められたこれらの規定に係る経過措置の規定の適用に係る道路標識にあつては、当該経過措置の規定により定められた寸法）とする。

(道路移動等円滑化基準)

第四条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項に規定する条例で定める基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。以下この条において「省令基準」という。）とする。ただし、仙台市ひとにやさしいまちづくり条例（平成八年仙台市条例第三十号）第七条第一項に規定する整備基準が省令基準を上回る場合又は当該整備基準に相当する基準が省令基準に設けられていない場合にあつては、省令基準のうちこれらの場合に相当する部分に限り、当該整備基準をもって、同法第十条第一項に規定する条例で定める基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局道路部道路計画課)